

第5編 区民・地域振興

住民基本台帳・住民基本台帳関連事務

住民基本台帳事務

住民基本台帳制度は、地方公共団体の構成員である住民に関する記録を明確にすることによって行政事務の合理化、効率化に資するとともに、住民の届け出などの利便を図るものである。

住民票は住民からの異動届け出（転入、転居、転出および世帯変更届の4種類）、戸籍の届け出および他の区市町村長からの通知などにに基づき記録および修正を行っている。

また、住民票の写し、記載事項証明書を交付し、住民であることおよび世帯における家族関係を公証している。

本区では、昭和63年6月に住民情報システムが稼働した。

また、平成11年に「住民基本台帳法」が改正され、これに基づき平成14年8月から住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）の第1次分が稼働し、法律に定める事務について本人確認情報の国などへの提供を開始した。

平成15年8月には、第2次分が稼働し、住民票の写しの広域交付および住民基本台帳カードの交付が始まった。さらに、平成16年1月から申請・届け出などの行政手続きをオンラインで行う際に、本人確認などのため使用する電子証明書の発行（公的個人認証サービス）を開始した。

平成24年7月から外国人登録制度が廃止され、外国人住民についても住民基本台帳制度の適用対象となった。また、平成25年7月から外国人住民に対しても住民基本台帳カードの発行、住民票の写しの広域交付および電子証明書の発行などを開始し、日本人と同様の住民サービスを実施している。

平成27年10月から社会保障・税番号制度が開始され、平成28年1月からはマイナンバーカードの交付が始まった。これに伴い平成27年12月に住民基本台帳カードの発行は終了した。

実態調査

住民票の記載内容と住民の実態との一致を図るため、関係部局と連携を図り、綿密な実態調査を行い、記載の正確性を確保している。

資料の提供

「住民基本台帳法」ならびに「住民基本台帳等人口調査要綱」および「住民基本台帳等人口調査要領」に基づき、住民基本台帳月報および住民基本台帳人口移動報告を作成している。

なお、調査結果は、各種行政施策の基礎資料とする他、一般にも公表され広く活用されている。

住民基本台帳による世帯と人口

住民基本台帳による世帯、人口および過去20年間の人口推移は、表1および123頁グラフのとおりである。

表1 住民基本台帳による世帯と人口

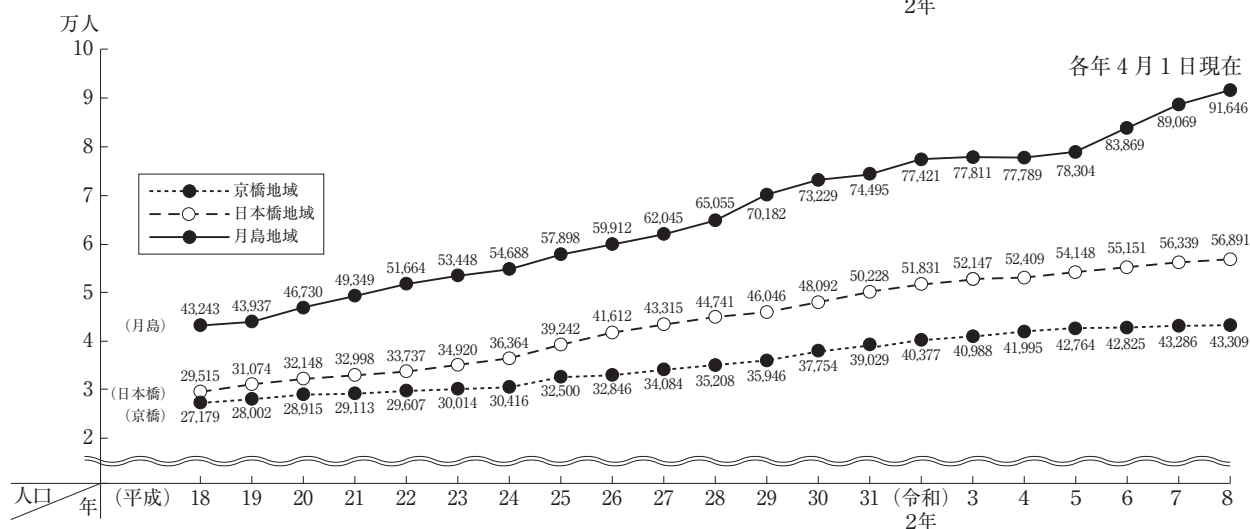
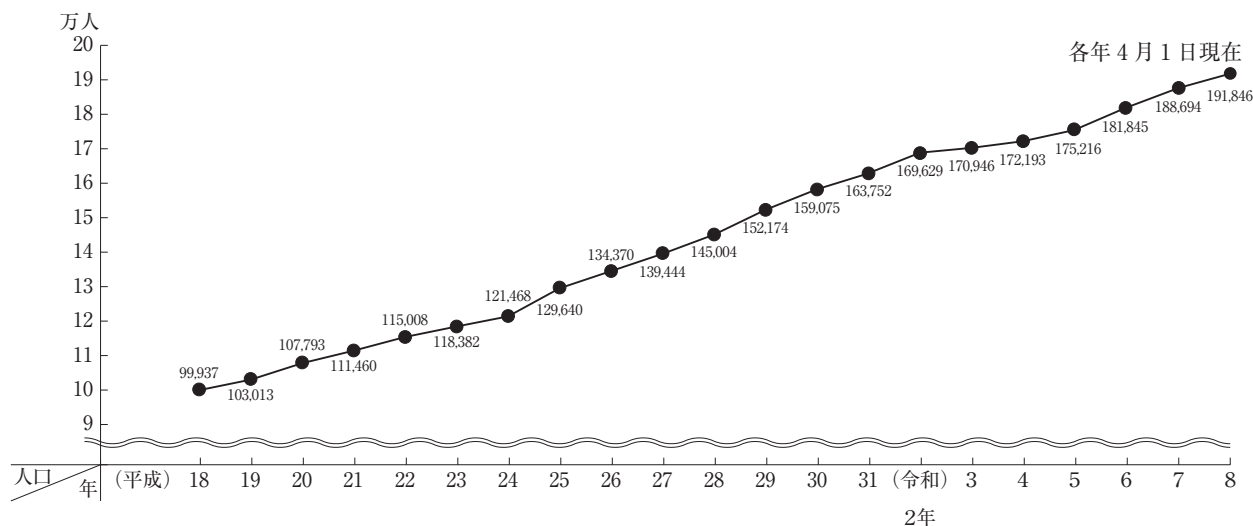
区分 地域別	世帯 (外国人・混合)	人 口				
		男	女	計 (令和8年 4月1日現在)	前年人口 (令和7年 4月1日現在)	前年比 増減 (△)
京橋	世帯 27,312 (2,177)	20,369 (1,390)	22,940 (1,315)	43,309 (2,705)	43,286 (2,693)	23 (12)
日本橋	34,970 (2,515)	27,073 (1,545)	29,818 (1,534)	56,891 (3,079)	56,339 (2,950)	552 (129)
月島	46,868 (5,023)	44,273 (3,996)	47,373 (3,891)	91,646 (7,887)	89,069 (7,270)	2,577 (617)
総数	109,150 (9,715)	91,715 (6,931)	100,131 (6,740)	191,846 (13,671)	188,694 (12,913)	3,152 (758)

() は外国人内数

外国人国籍別人員（単位：人）

中国	朝鮮または韓国	米国	その他
7,417	1,982	544	3,728

住民基本台帳による人口の推移（総数）



住民基本台帳事務取扱件数（令和7年度）

区分 課別	届け出によるもの					職権によるもの		
	転入	転出	転居	その他	計	出生	その他	計
区民生活課	件					件		
	9,307	9,275	2,058	1,380	22,020	1,065	8,408	9,473
日本橋特別出張所	3,336	1,872	816	501	6,525	350	568	918
月島特別出張所	2,037	1,571	862	399	4,869	252	763	1,015
晴海特別出張所	1,910	541	584	294	3,329	259	404	663
総数	16,590	13,259	4,320	2,574	36,743	1,926	10,143	12,069

◎出生の取扱件数は、実際の出生数とは異なる。

住民票の写し交付通数（令和7年度）

区分 課別	住民票の写し				
	窓口交付	コンビニ交付	電話予約	広域交付	計
区民生活課	通				
	61,821	61,685	197	501	124,204
日本橋特別出張所	11,322	—	—	153	11,475
月島特別出張所	12,229	—	—	71	12,300
晴海特別出張所	5,518	—	—	22	5,540
総数	90,890	61,685	197	747	153,519

◎無料交付を含む。窓口交付には、郵送による交付を含む。

◎窓口での支払いにおいて、令和3年10月から交通系電子マネー、令和4年7月から電子マネー、クレジットカード、2次元コード決済の利用が可能になった。

特別永住者事務

「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」の第4条に規定する平和条約国籍離脱者の子孫に関する永住許可申請の受け付けおよび第7条に規定する特別永住者証明書の交付を行っている。

印鑑登録事務

「中央区印鑑条例」に基づき印鑑登録申請の受理、印鑑登録証明書の交付を行っている。
印鑑登録者数 104,962人

登録取扱件数および証明書交付通数
(令和7年度)

区分 課別	新規登録	証明書			
		窓口交付	コンビニ	電話予約	計
区民生活課	件 5,808	通 15,854	42,825	29	58,708
日本橋特別出張所	2,351	6,896	—	—	6,896
月島特別出張所	1,976	6,161	—	—	6,161
晴海特別出張所	1,913	2,846	—	—	2,846
総数	12,048	31,757	42,825	29	74,611

- ◎無料交付を含む。
- ◎窓口での支払いにおいて、令和3年10月から交通系電子マネー、令和4年7月から電子マネー、クレジットカード、2次元コード決済の利用が可能になった。

証明書発行サービス

住民サービスのより一層の充実を図るため、平成12年4月から電話予約による夜間・休日交付（区役所のみ）を、平成28年4月からマイナンバーカードの利用者証明用電子証明機能を利用した住民票の写しおよび印鑑登録証明書のコンビニ交付を開始した。
また、令和3年10月からコンビニ交付による手数料が300円から200円に改定された。
なお、コンビニ交付の開始に伴い、平成29年10末日をもって自動交付機の運用は終了した。

- 1 電話予約
- ・ 交付場所

戸籍・戸籍関連事務

戸籍事務

戸籍制度は、日本国民の親族的な身分関係を登録し、出生から死亡までの関係を明らかにして、これを公証する制度である。
区では、「戸籍法」その他関係法令に基づき、出生・養子縁組・婚姻・離婚・死亡・転籍などの諸届を受理し、戸籍を編製・記載・訂正し、謄・抄本、記載事項証明書など

- 区役所宿直室窓口
- ・ 交付時間
月～金曜日 午後5時15分～9時30分
土曜日、祝日 午前9時～午後9時30分
◎日曜日および年末年始を除く。
- 2 コンビニ交付
- ・ 全国のコンビニで利用可
- ・ 交付時間
午前6時30分～午後11時
◎メンテナンス日および年末年始を除く。

その他の事務

- おくやみコーナー
- 亡くなられた方の手続きについて、ご遺族の不安や負担を軽減するため、手続きの相談対応や申請書作成補助、各種証明書の取得支援などをワンストップで行う窓口として「おくやみコーナー」を令和6年7月に開設した。
- 開設時間
- 来庁者サポート（予約制）
火・木・金曜日 午前9時～午後4時
（令和7年度来庁者サポート利用実績：268件）
予約受付・相談対応
月～金曜日 午前8時30分～午後4時

- 自動車臨時運行の許可
- 道路上で運行してはならない未登録自動車や車検切れ車両を運行させるための申請があった場合、「道路運送車両法」に基づき自動車の一時的な運行許可を与え、通称「仮ナンバー」と呼ばれる、ナンバープレートを臨時に貸し出している。
- 妊娠届の受け付けと母子健康手帳の交付
- 妊娠届の受付時に、母子健康手帳や妊婦健康診査受診票などが入った「母と子の保健バッグ」を交付している。
- 自衛官募集
- 「自衛隊法」に基づき、自衛官の募集に関する事務の一部を行っている。

を交付することにより身分関係を公証している。
本区では、平成17年8月1日に現在戸籍と附票、同年12月1日に平成改製原戸籍と附票、平成18年2月27日に除籍と昭和改製原戸籍の戸籍情報システムが稼働した。
また、戸籍法の改正に伴い、令和6年3月1日から戸籍全部事項証明書と除籍全部事項証明書および除籍謄本の広域交付を開始した。
本区における戸籍数および戸籍人口ならびに戸籍事件数、

証明交付通数は表1のとおりである。

表1 戸籍数、戸籍人口、戸籍事件数、証明交付通数

戸籍数			戸籍人口		
令和8年 4月1日現在	令和7年 4月1日現在	前年比	令和8年 4月1日現在	令和7年 4月1日現在	前年比
戸 107,218	戸 106,459	759	人 243,914	人 242,292	1,622
戸籍事件数			戸籍謄本等証明交付通数		
令和7年度	令和6年度	前年比	令和7年度	令和6年度	前年比
件 14,462	件 14,483	-21	通 93,382	通 105,343	-11,961

- ◎戸籍謄抄本等証明交付通数は無料交付を含む。
◎窓口での支払いにおいて、令和3年10月から交通系電子マネー、令和4年7月から電子マネー、クレジットカード、2次元コード決済の利用が可能になった。

戸籍関連事務

人口動態調査

「人口動態調査令」に基づく調査事務で、国勢調査と並ぶ国の主要統計である。人口動態資料として、「戸籍法」に基づく出生、死亡、婚姻、離婚の届け書により、また死産については死産の届け出に関する規程に基づく届け書によりそれぞれ調査票を作成し、保健所を経由して都知事に提出し、さらに厚生労働大臣に送付されている(表2参照)。

表2 人口動態調査構成比 (令和7年度)

婚姻 2,514件 40.8%	出生 1,975件 32.1%	死亡 1,216件 19.8%	離婚 421件 6.8%	死産 32件 0.5%
総数 6,158件				

- ◎人口動態調査構成比の件数は、中央区での受理件数(他市区町村からの送付は除く)と在外公館での受理件数の合計である。
◎構成比率は小数点以下第二位の値を四捨五入している。

日本橋・月島・晴海特別出張所

日本橋地域と月島地域の住民の利便のため、本区の行政機関として特別出張所を設置している。

日本橋特別出張所

所在地 日本橋蛸殻町1-31-1 日本橋区民センター1階
☎(3666) 4251

身分登録の記録に関する事務

後見登記、破産宣告、在外選挙人、犯歴などの記録を整備することにより、身分証明事務の他、「公職選挙法」に定める選挙権・被選挙権の調査などを行っている。

戸籍の附票に関する事務

「住民基本台帳法」に定める戸籍の附票の制度は、戸籍と住民票について相互に関連を持たせるためのものであり、戸籍の附票を介して戸籍と住民票の記載内容との一致を図り、住民に関する記録の正確性を確保することを目的とするものである。

戸籍の附票は、中央区に本籍を有する者について戸籍を単位として作成し、該当戸籍と一体保管している。

令和7年度における事務取扱件数は、表3のとおりである。

表3 戸籍の附票事務取扱件数

附票記載			通知発送	
種別	件数	種別	件数	
届出	記載 7,657	住民票記載	10,600	
	消除 6,035	本籍転属	2,349	
	修正 0	計	12,949	
通知	附票記載 14,198			
	本籍転属 3,942			
	その他 0			
計 31,832				

区民葬儀

区民が経済的負担の少ない葬儀を営めるよう、区民葬儀取扱業者を案内するとともに、区民葬儀券を交付している。

区民葬儀助成金

区民葬儀を利用した方で、特別区が指定する民間火葬場を利用した方に対して、助成金を支給している。

- ・亡くなられた方が大人の場合 27,000円
- ・小人(満6歳以下)の場合 15,000円

埋火葬・改葬の許可証の交付

申請に基づいて、埋火葬許可証及び改葬許可証を交付している。

月島特別出張所

所在地 月島4-1-1 月島区民センター1階
☎(3531) 1151

晴海特別出張所

所在地 晴海4-8-1 晴海区民センター1階
☎(3520) 8096

特別出張所では、戸籍・住民基本台帳・印鑑登録事務をはじめ、税務・国民健康保険・後期高齢者医療制度・国民年金・介護保険など各種窓口事務、地域活動事務など区民の日常生活に関わりのある事務を本庁担当課と連携し取り扱っている。

窓口事務の概要

- 1 戸籍・住民基本台帳、印鑑の登録・証明、マイナンバー関連などの事務
- 2 国民健康保険・後期高齢者医療制度・国民年金・介護保険に関する申請書・届け書などの受理および国民年金以外の保険料の収納
- 3 区税の証明および収納

- 4 おとしより介護応援手当・在宅寝たきり高齢者介護者慰労事業・寝たきり高齢者紙おむつ等支給に関する申請書の受け付けおよび敬老入浴証の引き換え、歩行補助つえの給付
- 5 障害者福祉タクシー利用券の給付
- 6 児童手当、子ども医療費助成、保育所入所に関する申請書・届け書などの受け付けおよび出産支援祝品・新生児誕生祝品の支給
- 7 地域コミュニティ活動の支援
- 8 車いすの貸し出し
- 9 区民葬儀券の交付

調査統計

統計は、現代における社会経済現象を的確に把握するための情報として、重要な役割を果たしている。

国や地方公共団体の行う統計調査は、行政施策の企画・立案や効果の測定などに不可欠な資料として活用される他、広く一般に公表することにより商店や企業などの将来動向や経営に関する判断資料として役立てられている。

社会経済の発展に伴い、広範かつ精細な統計が求められ

る中、現在、区が国や都から受託している統計調査は、国勢調査、経済センサスなどをはじめとして8種類に及び、それぞれの目的に応じて一定の周期（毎年・5年）と、全数または一部抽出による調査方法で実施している。

令和7年度に実施した調査は表1のとおりであり、令和8年度に実施する調査は表2のとおりである。

表1 令和7年度に実施した各種統計調査

種 類	時 期	対 象	件 数
学校基本調査	令和7年5月1日 (毎年)	公立および私立学校 全数調査	48校
経済センサス - 基礎調査 (乙調査)	令和7年6月1日 (毎年)	国および地方公共団体の事業所 全数調査	1,286調査区
国勢調査	令和7年10月1日 (5年ごと)	世帯および人 全数調査	1,963調査区
農林業センサス	令和7年4～10月 (5年ごと)	農業事業体および林業事業体 令和6年度に実施した調査に対する東京都からの疑義照会対応等 全数調査	7調査区
経済センサス - 活動調査 準備事務	令和7年8月～ 令和8年3月 (5年ごと)	令和8年度に実施する経済センサス - 活動調査 に備え、準備事務を実施 全数調査	1,286調査区

表2 令和8年度に実施する各種統計調査

種 類	時 期	対 象	件 数
学校基本調査	令和8年5月1日 (毎年)	公立および私立学校 全数調査	48校
経済センサス - 活動調査 (乙調査含む)	令和8年6月1日 (5年ごと) ※乙調査は毎年	事業所および企業 ※乙調査は、国および地方公共団体の事業所 全数調査	1,286調査区

消費生活

「消費者安全法」に基づき本庁舎1階に中央区消費生活センターを設置し、次の業務を行っている。

消費生活相談・あっせん

消費生活相談員の資格などを有する者を配置し、関係機関との連携のもとに消費生活相談を行っている。

消費生活相談商品・役務分類別一覧表（令和7年度）

分 類		件 数
商 品	商品一般	144
	食料品	97
	住居品	88
	光熱水品	24
	被服品	153
	保健衛生品	111
	教養娯楽品	119
	車両・乗り物	26
	土地・建物・設備	49
	他の商品	2
役 務	クリーニング	26
	レンタル・リース・貸借	224
	工事・建築・加工	32
	修理・補修	40
	管理・保管	4
	役務一般	5
	金融・保険サービス	93
	運輸・通信サービス	144
	教育サービス	13
	教養・娯楽サービス	211
	保健・福祉サービス	192
	他の役務	217
	内職・副業・ねずみ講	21
	他の行政サービス	6
	他の相談	23
総件数		2,064件

消費者教育

消費生活に必要な知識の普及・啓発や、消費者トラブルの未然防止のため、専門の講師による消費生活に関する講座や消費生活展を実施している。

消費者教育（令和7年度）

事業名	事業概要
消費生活講座	消費生活に必要な基礎的知識の啓発を図り、より深く考え学ぶ機会をつくり、自ら考え行動する消費者を育成する。（1回）
親子消費者講座	暮らしに身近なテーマを親子で学び、家庭内での消費者意識を高めるとともに、かしこい消費者を育成する。（7月23日開催）
消費生活出前講座	町会などが主催する消費生活講座に講師を派遣する。（7回）
消費生活展（中央区まるごとミュージアムと同時開催）	テーマ「快適なくらしを求めて 地球環境を守るグリーン志向消費」 11月9日開催（月島区民センター） 中央区・中央区消費者友の会（主催） および6協賛団体によるパネル展示など

情報収集・提供

消費者自身が消費者の権利と役割を自覚し、かしこい消費者として主体的に消費生活を営むことができるよう、情報の提供などを行っている。

- 1 「ちゅうおう消費者だより」の発行
- 2 「くらしの豆知識」の配布
- 3 消費者団体との連絡会の開催
- 4 消費者コーナーによる情報提供
- 5 ホームページによる情報発信
- 6 ちゅうおう安全・安心メールによる情報発信

消費者団体

区内には消費者がお互いに協力し合い、消費生活の向上を図るため活動している消費者団体として、中央区消費者友の会がある。（昭和44年7月発足）

会員数 10人

家庭用品品質表示・電気用品立入検査など

次に掲げる各法令に定められた商品を販売する店舗に対する報告徴収、立入検査などを行い、品質表示の適正化や粗悪な商品の流通防止の徹底に努めている。

1 家庭用品品質表示検査

昭和37年に施行された「家庭用品品質表示法」で指定された商品（4商品部門、93品目）

2 電気用品品質表示検査

平成13年に施行された「電気用品安全法」で指定された特定電気用品116品目、特定電気用品以外の電気用品341品目

3 ガス器具表示検査

昭和29年に施行された「ガス事業法」で指定された特定ガス用品4品目、特定ガス用品以外のガス用品4品目

4 液化石油ガス器具等表示検査

昭和42年に施行された「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」で指定された特定液化石油ガス器具等7品目、特定液化石油ガス器具等以外の液化石油ガス器具等9品目

5 消費生活用製品表示検査

昭和48年に施行された「消費生活用製品安全法」で指定された特別特定製品3品目、特別特定製品以外の特定製品8品目、子供用特定製品かつ特別特定製品1品目、子供用

特定製品かつ特別特定製品以外の特定製品1品目

計量器（はかり）定期検査の事前調査

「計量法」に基づき、取引・証明に使われる計量器は、2年ごとに定期検査を受けることが義務付けられている。区では、この検査実施に当たり、対象計量器の種類および数量について事前調査を行い、都に報告している。

令和7年度 調査対象店舗 1,095件
(令和9年度 実施予定)

公衆浴場

確保浴場対策

特に浴場を必要としている地域にある浴場を「確保浴場」として指定し、運営経費の一部を補助することにより、経営状況を安定させ、区民の入浴の機会の確保と公衆衛生の向上を図っている。

現在、銀座湯と勝どき湯を指定している。

設備整備費補助など

公衆浴場の安定経営を図ることにより、転廃業を防止し、区民の保健衛生の向上を目的として、公衆浴場の設備等整備・燃料費などに要する経費の一部を補助している。

平成21年度から、使用燃料の都市ガスなどへの切り替え促進対策としてクリーンエネルギー化補助を行うとともに、災害時の浴場利用者の安全を確保するための耐震化補助を新設した。

1 補助対象

(1) 設備等整備

かま・温水器・ポンプの更新、浴室および脱衣室塗装、煙突補修、浴場等修繕

(2) クリーンエネルギーへの転換工事

(3) 耐震補強工事など

(4) 燃料費など

2 補助限度額

(1) 設備等整備

1 公衆浴場当たり年間150万円を限度とし、経費の4分の3を補助する。

(2) クリーンエネルギーへの転換工事

1 公衆浴場当たり160万円を限度とし、補助対象経費から都の補助金を差し引いた額の5分の4を補助する。

(3) 耐震補強工事など

1 公衆浴場当たり340万円を限度とし、補助対象経費から都の補助金を差し引いた額を補助する。

(4) 燃料費など

1 公衆浴場当たり月額14万円を限度に補助する。

設備整備費補助等実績 (令和7年度)

補助対象事業	補助件数
かまの更新	0件
温水器の更新	0件
浴室および脱衣室塗装	0件
ポンプの更新	0件
煙突補修	0件
浴場等修繕	4件
クリーンエネルギー化	0件
耐震化	0件
燃料費等補助	7浴場

浴場事業振興経費補助

東京都公衆浴場業生活衛生同業組合中央支部に対し、浴場事業の振興に要する経費の一部を補助している。

施設改善等資金利子補助

公衆浴場改築資金などに対する利子補助を行い、公衆浴場経営の安定と振興を図っている。

利子補助対象資金

資金の種類	限度額	補助期間	借受期間
改築資金	1億円	12年以内	30年以内
修繕資金	5千万円	10年以内	30年以内
施設存続資金	1億円	10年以内	30年以内

◎利子補助率 年3.5%以内

公設浴場の管理

都心地域に公衆浴場を確保するため、都が昭和50年に銀座一丁目に建設し、昭和55年4月から区に移管された「銀座湯」および平成26年7月に日本橋小伝馬町の十思スクエア別館内に開設した「十思湯」の維持管理を行っている。

銀座湯

所在地	銀座1-12-2		
構造	鉄筋コンクリート造 3階建て		
	1階	女湯	108.20㎡
	2階	男湯	105.31㎡
	3階	住居	65.19㎡
	計		278.70㎡

十思湯

所在地 日本橋小伝馬町5-19

構造 鉄筋コンクリート造 地下1階地上5階建てのうち1階、2階および地下1階の一部

1階 パイプスペース 9.47㎡

2階 男湯 123.46㎡

女湯 123.54㎡

ロビー 30.04㎡

事務室他 99.28㎡

地下1階 ボイラー室他 92.25㎡

計 478.04㎡

◎他に共用部分 229.73㎡がある。

区民施設**伊豆高原荘**

所在地 静岡県伊東市八幡野1283-36

☎ 0557 (53) 1163

昭和40年11月に開設し、伊東市郊外の相模灘に面した海拔200mの高原地帯にあり、夏涼しく冬暖かい気候と良質で豊富な温泉に恵まれた施設である。付近に多くの娯楽施設などがあり、天城連山、相模湾そして伊豆七島を望む景観は、区民の憩いの場として好評である。

なお、平成20年7月1日にリニューアルオープンした。

送迎バスの運行

伊豆高原駅から施設までの送迎を無料で行っている。

施設の概要

敷地面積 5,206.60㎡

建物延床面積 1,940.94㎡

構造 鉄筋コンクリート造 地下1階地上2階建て 客室16室 定員76人

1階 客室 { 和室(定員5人) 4室
和洋室(定員4人) 1室(風呂付き)

フロント、ロビー、ラウンジ、食堂、厨房、カラオケ室、喫煙室、自販機コーナー、売店、管理事務室、家族風呂、多目的トイレ

2階 客室 { 和室(定員5人) 9室
和洋室(定員3人) 1室
和洋室(定員4人) 1室

男女浴室、ホール、屋上庭園

地階 機械室

<附属施設>

駐車場16台、庭園、管理棟

◎和洋室は、身体に障害のある方が利用しやすい部屋となっている。

◎「自然公園法」に基づく特別地域のため、建物・庭園などは自然環境を損なわないように配慮している。

<温泉の効用>

温度 42℃以上

泉質 含芒硝弱食塩泉

効用 リウマチ、神経痛、創傷他

休業日 なし(臨時休業する場合あり)

利用方法

区内在住者については、利用月の3カ月前の1日から14日(施設必着)までに専用はがきなどで申し込みを受け付け、16日に抽選により利用者を決定する。

抽選後に空室がある場合は、区内在住者以外も含め伊豆高原荘で利用月の3カ月前の20日から電話などで受け付けている。

平成16年4月1日から公共施設予約システムが稼働し、インターネットを利用して抽選・空室の申し込みができるようになった。なお、予約システムについては、平成25年8月に公共施設予約システムから保養施設予約システムとして独立し、運用している。

さらに、伊豆高原荘の一層の利用促進と諸団体の活性化を図るため、平成3年度から以下の制度を設けた。

1 指定団体の優先利用受け付け

区が指定する高齢者クラブ、心身障害者団体および町会・自治会が団体で利用をする場合、利用月の6カ月前の1日から4カ月前の末日までの間、年度内3泊を限度として優先的に区で受け付ける。

ただし、区が定める休日の前日など優先利用を適用しない日がある。

2 利用料金の減免

区が指定する高齢者クラブ・心身障害者団体が利用するときは、年度内3泊を限度として宿泊料を免除する(賄料は自己負担)。

利用状況（令和7年度）
利用者数 延べ10,411人
利用室数 延べ4,696室

利用料金

(1) 区民・在勤者の利用料金（単位：円）

区 分		通常利用	団体利用 ※1	オフシー ズン利用 ※2	団 体 + オフシー ズン利用 ※3
大人 (12歳以上)	宿泊料	3,000	2,850	2,850	2,700
	賄料	2,200	2,090	2,090	1,980
小人 (3～11歳)	宿泊料	1,500	1,425	1,425	1,350
	賄料	1,500	1,425	1,425	1,350

- ※1 10人以上の団体利用で1人5%引き
※2 1・6・10・12月の利用で1人5%引き
ただし、12月31日～1月2日の宿泊は除く。
※3 団体利用とオフシーズン利用の併用で、1人10%引き

(2) 区民・在勤者以外利用料金（単位：円）

区 分		通常利用
大人 (12歳以上)	宿泊料	3,500
	賄料	2,200
小人 (3～11歳)	宿泊料	1,750
	賄料	1,500

- ◎利用料金には、入湯税は含まない。
◎12月31日～1月2日の賄料は800円増しとなる。
◎利用日の2日前の取り消しから賄料の60%をキャンセル料として徴収する。

区民健康村「ヴィラ本栖」

所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町本栖字上原218-119
☎ 0555 (87) 2711

本栖湖の湖畔にあり、敷地内には東海自然歩道が通っている。周辺には青木ヶ原の樹海と清らかな湖水があり、豊かな緑と水に恵まれた環境にある。建物は、富士箱根伊豆国立公園の豊かな自然に溶け込み、開放的で親しみの持てるものになっている。

平成4年8月開設以来、健康の増進、教養文化活動やスポーツ・レクリエーションを楽しみ、積極的にリフレッシュすることができる高級感のあるリゾート施設として、多くの人々に利用されている。

なお、平成25年3月27日にリニューアルオープンした。

直通バスの運行・送迎

利用者の利便を図るため平成5年6月から区と現地を結ぶ直行便を運行している。また、平成13年4月からは河口湖駅までの送迎および近隣の周遊観光を無料で行っている。

施設の概要

敷地面積 28,760.18㎡
建物延床面積 5,252.54㎡

構 造 鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階
建て 客室27室、コテージ2棟 定員
116人

- 1階 客室9室、ロビー、ラウンジ、レストラン、ギャラリー、売店、管理事務室、喫煙室
2階 客室9室、トレーニング室、娯楽室、大広間、リラクゼーションルーム、オーディオルーム、研修室、図書コーナー、喫煙室
3階 客室9室、男女大浴場（サウナ、ジェットバス等付き）、小浴場
地階 ペットルーム、ランドリー、機械室など
＜附属施設＞

コテージ2棟（客室3室、居間、台所、浴室などからなるログハウス）、テニスコート2面、駐車場27台
休業日 なし（臨時休業する場合あり）

利用方法および休業日

区内在住者については、利用月の3カ月前の1日から14日（施設必着）までに専用はがきなどで申し込みを受け付け、16日に抽選により利用者を決定する。

抽選後に空室がある場合は、区内在住者以外も含めヴィラ本栖で利用月の3カ月前の20日から電話などで受け付けている。

平成16年4月1日から公共施設予約システムが稼働し、インターネットを利用して抽選・空室の申し込みができるようになった。

なお予約システムについては、平成25年8月に公共施設予約システムから保養施設予約システムとして独立し、運用している。

平成13年4月から利用促進を図るため、利用料の値下げ、利用料減免規定の新設、優先申込指定団体の対象拡大などの制度を設けた。

1 指定団体の優先利用受け付け

区が指定する町会・自治会、社会福祉事業関係団体、高齢者クラブ、社会教育団体、社会体育団体、小中学校PTA、青少年対策地区委員会、警察・消防関係団体、区内商工団体で利用申し込みする場合、利用月の6カ月前の1日から4カ月前の末日までの間、年度内3泊を限度として優先的に区で受け付ける。

ただし、区が定める繁忙期については、優先利用することができない。

2 利用料金の減免

区が指定する高齢者クラブ・心身障害者団体が利用するときは、年度内3泊を限度として、室料を5割減額する。

利用状況（令和7年度）

利用者数 延べ20,106人
利用室数 延べ7,291室

利用料金

(1) 区民・在勤者の室料

区 分		利用人員	通常期	特定日※ 1	土曜・休前日	閑散期※ 2
A	和室・和洋室	1 人利用	12,000円	12,000円	12,000円	10,500円
		2 人利用		16,000		
		3 人利用	16,000	18,000	16,000	14,500
		4、5 人利用	20,000	20,000	20,000	18,500
	洋室	1 人利用	12,000	12,000	12,000	10,500
		2、3 人利用		16,000		
B	和室・本栖 (10畳＋8 畳)	2 人利用	32,000	32,000	32,000	30,500
		3 人利用		36,000		
		4～10人利用		40,000		
	洋室・富士 (2 ベッド＋居間)	2 人利用	20,000	24,000	20,000	18,500
	和洋室・さくら (8 畳＋2 ベッド)	2 人利用	12,000	16,000	12,000	10,500
		3 人利用	16,000	18,000	16,000	14,500
		4、5 人利用	20,000	20,000	20,000	18,500
	コテージ（1 棟 1 泊）		2～10人利用	32,000	32,000	32,000

地区
振興
民

(2) 区民・在勤者以外の室料

区 分		利用人員	通常期	特定日※3	土曜・休前日	閑散期※2
A	和室・和洋室	1人利用	13,200円	14,400円	14,400円	11,700円
		2人利用		19,200		
		3人利用	17,600	21,600	19,100	16,100
		4、5人利用	22,000	24,000	23,500	20,500
	洋室	1人利用	13,200	14,400	14,400	11,700
		2、3人利用		19,200		
B	和室・本栖 (10畳＋8畳)	2人利用	35,200	38,400	36,700	33,700
		3人利用		43,200		
		4～10人利用		48,000	37,700	
	洋室・富士 (2ベッド＋居間)	2人利用	22,000	28,800	23,500	20,500
	和洋室・さくら (8畳＋2ベッド)	2人利用	13,200	19,200	14,400	11,700
		3人利用	17,600	20,000	19,100	16,100
		4、5人利用	20,000		20,000	18,500
コテージ（1棟1泊）		2～10人利用	35,200	38,400	37,700	33,700

※1 区民・在勤者の特定日 4月28日～5月4日および12月31日～1月3日の期間

※2 1月8日～2月末日の期間（土曜日、休前日を除く）

※3 区民・在勤者以外の特定日 4月28日～5月4日、7月21日～8月31日および12月31日～1月3日の期間

◎区分欄のAは客室面積36㎡、Bは客室面積72㎡である。

◎Bタイプ和洋室（さくら）は、身体に障害のある方が利用しやすい部屋となっている。

(3) 賄料・その他の使用料

区 分	単 位	料 金
賄料 (食事代)	大人 夕食・朝食 (それぞれ和食・洋食あり)	3,000円 4,000 5,000
	小人 夕食・朝食	2,000
日帰り施設使用料	大人 1人1日	1,000
研修室貸切使用料	1時間	1,500

◎日帰り施設使用料の大人とは、16歳以上の方をいい、16歳未満は無料である。

◎このほか、有料設備としてピアノ、カラオケ、麻雀がある。

◎利用日の2日前の取り消しから、賄料の60%をキャンセル料として徴収する。

区民館

会議、講習会、サークルの集いなどに利用できる集会施設として、広く区民に利用されている。

なお、京橋プラザ区民館は、スポーツ施設としての利用もできる多目的ホールを備えている。

施設数

17館（京橋地域7館、日本橋地域5館、月島地域5館）

利用時間

- ・午前 午前9時～正午
- ・午後 午後1時～5時
- ・夜間 午後6時～9時
- ・全日 午前9時～午後9時

◎利用者から申し出があった場合は、午後10時まで延長可能である。

休館日

年末年始（12月29日～1月3日）

利用方法

平成18年12月1日から区民館について公共施設予約システムの利用が可能となり、インターネットを利用して抽選・空室の申し込みができるようになった。

区民については、利用月の2カ月前（京橋プラザ区民館

多目的ホールは3カ月前）の1日から15日までに窓口およびインターネットなどで申し込みを受け付け、16日に抽選により利用者を決定する。抽選後に空室がある場合は、利用月の1カ月前（京橋プラザ区民館多目的ホールは2カ月前）の1日から窓口およびインターネットなどで受け付けている。なお、抽選後の空室は区民以外も申し込みができる。

使用料

使用料の額は、午前、午後、夜間、全日の区分により定めている。午前および午後、午後および夜間と引き続いて利用する場合は、それぞれの使用料の合算額となる。

館別利用状況（令和7年度）

区民館名	利用件数
京橋区民館	4,521件
京橋プラザ区民館	4,587
銀座区民館	2,858
新富区民館	2,588
明石町区民館	2,868
八丁堀区民館	0
新川区民館	3,679
堀留町区民館	178
人形町区民館	4,299
久松町区民館	3,676
浜町区民館	2,799
新場橋区民館	2,295
佃区民館	3,079
月島区民館	3,012
勝どき区民館	3,029
豊海区民館	965
晴海区民館	1,258
計（17館）	45,691

区民館集会室等一覧表

名称	区分	室名	広さ	定員	使用料			
					午前	午後	夜間	全日
京橋区民館 京橋2-6-7 ☎(3561) 6340		1号室 洋室	74.4㎡	48人	1,900円	2,500円	3,100円	6,800円
		2号室 洋室	43.2㎡	30	1,100	1,500	1,900	4,100
		3号室 洋室	46.1㎡	30	1,600	2,100	2,600	5,700
		4号室 洋室	38.7㎡	24	1,100	1,500	1,900	4,100
		5号室 洋室	28.8㎡	18	800	1,100	1,400	3,000
		6号室 和室	21畳	30	2,300	3,000	3,800	8,200
		7号室 和室	12畳	20	1,000	1,400	1,700	3,700
京橋プラザ区民館 銀座1-25-3 ☎(3561) 5163		1号室 洋室	76.7㎡	42人	1,900円	2,500円	3,100円	6,800円
		2号室 洋室	71.2㎡	36	1,900	2,500	3,100	6,800
		3号室 洋室	42.5㎡	18	1,100	1,500	1,900	4,100
		4号室 洋室	42.5㎡	18	1,100	1,500	1,900	4,100
		5号室 和室	21畳	30	2,300	3,000	3,800	8,200
		多目的ホール(全面)	426.2㎡	240	6,300	8,400	10,800	23,000
		多目的ホール(半面)	213.1㎡	120	3,200	4,200	5,400	11,500
銀座区民館 銀座4-13-17 ☎(3542) 6828		1号室 和室	21畳	30人	2,300円	3,000円	3,800円	8,200円
		2号室 洋室	24.0㎡	15	700	1,000	1,200	2,600
		3号室 洋室	24.0㎡	15	700	1,000	1,200	2,600
		4号室 洋室	48.1㎡	30	1,600	2,100	2,600	5,700
新富区民館 新富1-13-24 ☎(3297) 4038		4号室 洋室	36.0㎡	24人	800円	1,100円	1,400円	3,000円
		5号室 洋室	36.4㎡	25	800	1,100	1,400	3,000
		6号室 洋室	60.8㎡	36	1,900	2,500	3,100	6,800
		7号室 洋室	61.7㎡	36	1,900	2,500	3,100	6,800
		8号室 和室	15畳	25	1,800	2,400	3,000	6,500
		9号室 和室	15畳	25	1,000	1,400	1,700	3,700
明石町区民館 明石町14-2 ☎(3546) 9125		3号室 洋室	59.8㎡	36人	1,900円	2,500円	3,100円	6,800円
		4号室 洋室	59.8㎡	36	1,900	2,500	3,100	6,800
		5号室 洋室	39.2㎡	30	1,100	1,500	1,900	4,100
		6号室 和室	16畳	25	1,800	2,400	3,000	6,500
		7号室 和室	20畳	30	1,400	1,900	2,400	5,100
		8号室 洋室	43.9㎡	30	1,100	1,500	1,900	4,100
八丁堀区民館 八丁堀4-13-12		4号室 和室	25畳	35人	2,300円	3,000円	3,800円	8,200円
		5号室 洋室	28.8㎡	21	800	1,100	1,400	3,000
		6号室 洋室	58.1㎡	42	1,900	2,500	3,100	6,800
		7号室 洋室	36.8㎡	24	800	1,100	1,400	3,000
新川区民館 新川1-26-1 ☎(3551) 7000		1号室 和室	23畳	35人	1,800円	2,400円	3,000円	6,500円
		2号室 和室	21畳	30	2,300	3,000	3,800	8,200
		3号室 和室	15畳	25	1,000	1,400	1,700	3,700
		4号室 和室	25畳	35	1,800	2,400	3,000	6,500
		5号室 洋室	40.6㎡	24	1,100	1,500	1,900	4,100
		6号室 洋室	27.9㎡	18	800	1,100	1,400	3,000
		7号室 洋室	72.0㎡	55	1,900	2,500	3,100	6,800
		8号室 洋室	22.7㎡	16	700	1,000	1,200	2,600

名称	区分	室名	広さ	定員	使用料			
					午前	午後	夜間	全日
堀留町区民館 日本橋堀留町 1-1-1 ☎ (3661) 8448		1号室 洋室	44.0㎡	30人	1,100円	1,500円	1,900円	4,100円
		2号室 洋室	46.0㎡	30	1,600	2,100	2,600	5,700
		3号室 洋室	32.0㎡	24	800	1,100	1,400	3,000
		4号室 和室	10畳	15	700	900	1,100	2,400
		5号室 和室	18畳	25	1,800	2,400	3,000	6,500
人形町区民館 日本橋人形町 2-14-5 ☎ (3668) 5537		1号室 洋室	50.8㎡	30人	1,600円	2,100円	2,600円	5,700円
		2号室 洋室	47.7㎡	30	1,600	2,100	2,600	5,700
		3号室 洋室	33.6㎡	24	800	1,100	1,400	3,000
		4号室 洋室	41.4㎡	30	1,100	1,500	1,900	4,100
		5号室 和室	12畳	20	1,000	1,400	1,700	3,700
		6号室 和室	12畳	20	1,000	1,400	1,700	3,700
久松町区民館 日本橋久松町1-2 ☎ (5640) 5606		1号室 洋室	44.0㎡	30人	1,100円	1,500円	1,900円	4,100円
		2号室 洋室	44.0㎡	24	1,100	1,500	1,900	4,100
		3号室 洋室	18.0㎡	12	700	1,000	1,200	2,600
		4号室 洋室	20.0㎡	12	700	1,000	1,200	2,600
		5号室 洋室	32.9㎡	24	800	1,100	1,400	3,000
		6号室 和室	17.5畳	24	1,800	2,400	3,000	6,500
浜町区民館 日本橋浜町 3-37-1 ☎ (3668) 2354		1号室 和室	27畳	40人	1,800円	2,400円	3,000円	6,500円
		2号室 和室	21畳	35	2,300	3,000	3,800	8,200
		3号室 和室	18畳	25	1,400	1,900	2,400	5,100
		4号室 洋室	57.2㎡	36	1,900	2,500	3,100	6,800
		5号室 洋室	45.7㎡	30	1,600	2,100	2,600	5,700
		6号室 洋室	50.5㎡	30	1,600	2,100	2,600	5,700
		7号室 洋室	136.0㎡	100	3,600	4,800	6,000	13,000
新場橋区民館 日本橋兜町11-9 ☎ (3669) 3699		2号室 和室	12.5畳	20人	1,800円	2,400円	3,000円	6,500円
		3号室 和室	10畳	15	700	900	1,100	2,400
		4号室 洋室	33.3㎡	24	800	1,100	1,400	3,000
		5号室 洋室	19.2㎡	12	700	1,000	1,200	2,600
佃区民館 佃2-17-8 ☎ (3533) 6951		1号室 洋室	62.1㎡	42人	1,900円	2,500円	3,100円	6,800円
		2号室 洋室	36.3㎡	24	800	1,100	1,400	3,000
		3号室 洋室	43.3㎡	30	1,100	1,500	1,900	4,100
		4号室 洋室	40.7㎡	30	1,100	1,500	1,900	4,100
		5号室 和室	18畳	30	1,400	1,900	2,400	5,100
		6号室 和室	18畳	30	1,800	2,400	3,000	6,500
月島区民館 月島2-8-11 ☎ (3531) 6932		1号室 和室	15畳	25人	1,000円	1,400円	1,700円	3,700円
		2号室 和室	15畳	25	1,000	1,400	1,700	3,700
		3号室 洋室	41.9㎡	24	1,100	1,500	1,900	4,100
		4号室 洋室	20.5㎡	12	700	1,000	1,200	2,600
		5号室 洋室	156.1㎡	100	3,600	4,800	6,000	13,000

名称	区分	室名	広さ	定員	使用料			
					午前	午後	夜間	全日
勝どき区民館 勝どき1-5-1 ☎(3531) 0592		1号室 洋室	47.4㎡	30人	1,600円	2,100円	2,600円	5,700円
		2号室 和室	15畳	24	1,000	1,400	1,700	3,700
		3号室 和室	15畳	24	1,800	2,400	3,000	6,500
		4号室 洋室	42.1㎡	24	1,100	1,500	1,900	4,100
		5号室 洋室	50.2㎡	24	1,600	2,100	2,600	5,700
		6号室 洋室	61.0㎡	30	1,900	2,500	3,100	6,800
豊海区民館 豊海町2-6 ☎(3536) 4005		2号室 和室	24畳	35人	2,300円	3,000円	3,800円	8,200円
		3号室 洋室	80.0㎡	60	2,300	3,000	3,800	8,200
		4号室 洋室	52.5㎡	30	1,600	2,100	2,600	5,700
		5号室 洋室	28.2㎡	18	800	1,100	1,400	3,000
晴海区民館 晴海1-8-6 ☎(3531) 5571		1号室 洋室	67.0㎡	36人	1,900円	2,500円	3,100円	6,800円
		2号室 洋室	45.0㎡	24	1,100	1,500	1,900	4,100
		3号室 洋室	47.0㎡	24	1,600	2,100	2,600	5,700

- ◎〔 〕は一室利用ができる。
- ◎新富区民館（1・2・3号室）、八丁堀区民館（1・2・3号室）、人形町区民館（7号室）、新場橋区民館（1号室）、豊海区民館（1号室）に談話室を設置し、区民の憩いの場として無料開放している。
- ◎八丁堀区民館は改築工事のため、令和6年6月23日から令和9年3月31日（予定）まで休館している。

中央会館「銀座ブロッサム」

所在地 銀座2-15-6
☎(3542) 8585（代表）

地域文化の向上と区民の便宜を図る目的で昭和49年1月に開館した。各種設備を備えたホール、結婚式場、集会室は多くの人に親しまれ利用されている。なお、令和8年3月31日に婚礼機能を廃止し、6階フロアは当面の間、区役所会議室として活用する。

施設の概要

敷地面積 1,576.45㎡
建物延床面積 10,265.10㎡
構造 鉄骨・鉄筋コンクリート造 地下2階地上7階建て

- 1階 フロント、
（公財）中央区勤労者サービス公社
- 2～5階 ホール、楽屋など
- 6階 区役所会議室
- 7階 集会室など
- 地階 駐車場、機械室など
- 付帯設備として、所作台、平台、音響反射板、マイクロホン、スポットライト、ピアノおよび35mm映写機などが備えられている。午前と午後または午後と夜間を引続き利用する場合の利用料金は、それぞれの利用料金の合算額であり、付帯設備の利用料金は別料金となっている。

1 ホール 定員900人

利用区分	平日				土・日曜日、祝日			
	午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日
	午前9時 } 正午	午後1時 } 4時30分	午後5時30分 } 9時30分	午前9時 } 午後9時30分	午前9時 } 正午	午後1時 } 4時30分	午後5時30分 } 9時30分	午前9時 } 午後9時30分
ホール利用料金	60,000円	100,000円	150,000円	268,000円	78,000円	120,000円	180,000円	331,000円
	3,000円以上の入場料などを徴収して利用する場合は利用料金を割り増しする（平成12年6月1日から）。 ・徴収額3,000円以上→3割増し ・徴収額5,000円以上→5割増し							

2 集会室

室名	利用区分	午前	午後	夜間	全日
	定員	午前9時 ～ 正午	午後1時 ～ 5時	午後6時 ～ 9時30分	午前9時 ～ 午後9時30分
ジャスミン	人 78	円 9,100	円 13,000	円 15,100	円 32,700
ローズ	72	7,800	11,700	13,600	30,300
マーガレット	144	15,600	23,400	27,200	60,600
ミモザ	36	5,200	7,800	9,100	19,300

利用の申し込み

1 ホール

利用する日の属する月の12カ月前から

2 結婚式場・披露宴会場

利用する日の属する月の12カ月前から

3 集会室（披露宴以外）

利用する日の属する月の2カ月前から

利用料金の納入

利用料金は、利用承認の際に納入する。ただし、ホールの利用料金は利用承認の際に5割相当額以上を納入し、残額については利用日の15日前までに納入することができる。

利用料金の減免

公共団体などが利用する場合には、一定の割合で利用料金を減免することができる。

休館日

年末年始（12月29日～1月3日）および臨時休館日

利用状況（令和7年度）

1 ホール

利用件数 726件

2 結婚式場

利用件数 24件

3 集会室

(1) 披露宴会場としての利用 0件

(2) 会議室としての利用 1,472件

ホール目的別利用状況（令和7年度）

音楽会	演劇・舞踊	映画会	大会・式典講演会	講習会説明会	その他	計
74	283	4	303	62	0	726件

浜町集会施設「浜町メモリアル」

所在地 日本橋浜町2-59-48

☎ (5695) 8051

葬儀はもとより、集会、会議など、区民の交流やコミュニティの場にも利用できる施設として平成22年4月に開設した。

施設の概要

敷地面積 966.22㎡

建物延床面積 1,925.80㎡

構造 鉄筋コンクリート造 地下1階地上4階建て

1階 公園ギャラリー、公園ボランティア事務室、受付事務室

2階 ホール、洋室、和室

3階 ホール、洋室、和室

4階 会議室

地階 お見送りホール、駐車場

利用時間

1 葬儀利用（2階・3階）

午後4時30分～翌日午後4時

2 会議・法要利用

午前9時～午後9時

◎ただし、4階会議室は、利用者から申し出があった場合は、午後10時まで延長可能である。

休館日

1月1日・2日および臨時休館日

申し込み方法

1 2階・3階利用

葬儀・法要利用は、利用しようとする日の属する月の2カ月前の1日から、葬儀・法要利用以外の利用は、利用しようとする日に申し込みを受け付ける。

2 4階利用（会議室利用のみ）

区民は、利用しようとする日の属する月の2カ月前の1日から、区民以外は、前月の1日から申し込みを受け付ける。

使用料

1 2階の葬儀利用 51,200円（初七日法要を含む）

2 3階の葬儀利用 53,100円（初七日法要を含む）

3 4階会議室の使用料

室名	広さ	定員	午前	午後	夜間	全日
			午前9時～ 正午	午後1時～ 5時	午後6時～ 9時	午前9時～ 午後9時
第1会議室	35.6㎡	18人	800円	1,100円	1,400円	3,000円
第2会議室	36.4	18	800	1,100	1,400	3,000
第3会議室	40.9	20	1,100	1,500	1,900	4,100

令和7年度利用状況

葬儀・法要等利用	78件
会議室利用	1,292

セレモニーホール

所在地 勝どき1-13-19

☎ (5560) 0611

区民が斎場として利用する施設として平成7年12月に開設した。なお、法要、集会、会議などにも利用できる。

施設の概要

敷地面積 522.67㎡

建物延床面積 1,547.39㎡

構 造 鉄骨・鉄筋コンクリート造 地下1階地上4階建て

1階 エントランスホール、ラウンジ、クロック、事務室など

2階 式場（式場、ラウンジ、ホール、バルコニー）

3階 家族控室、僧侶控室、集会室（洋室）、更衣室、ホール、配膳室、バルコニー

4階 勝どきコミュニティルーム

地階 機械室、電気室、倉庫

利用時間

1 葬儀利用

午後4時30分～翌日午後4時

2 会議・法要利用

午前9時～午後4時

休館日

1月1日・2日および臨時休館日

申し込み方法

区民は、利用しようとする日の属する月の2カ月前の20日から、区民以外は、前月の1日からセレモニーホールで申し込みを受け付ける。

使用料

1 葬儀利用 63,600円（初七日法要を含む）

2 会議・法要利用

集会室（1号室）1,900円

集会室（2号室）2,600円

令和7年度利用状況

葬儀利用		104件
集会室利用	葬儀	41
	法要・会議	3

晴海地域交流センター「はるみらい」

所在地 晴海5-2-3

☎ (3531) 2743

さまざまな世代に対応した多目的・多機能なサービスを提供する施設として、（旧）温浴プラザ「ほっとプラザはるみ」をリニューアルし、令和5年12月に開設した。地域主体の活動を生み出すコミュニティの核となる施設運営を目指し、地域住民や地元企業からなる運営協議会を設置し、意見を取り入れている。

施設の概要

敷地面積 956.24㎡

建物延床面積 4,560.7㎡（専用部分）

構 造 鉄筋コンクリート（一部鉄骨鉄筋コンクリート）造

地下1階地上4階塔屋1階建て

施設ごとの使用料

施設名 / 区分	定 員	使用料
多世代交流スタジオ	－	無料
地域活動スタジオ	－	
展示スタジオ	－	
第1集会室（60㎡）	30人	700円 / 1 時間
第2集会室（30.3㎡）	15人	400円 / 1 時間
第3集会室（30.3㎡）	15人	
第4集会室（32.3㎡）	15人	
第5集会室（35.3㎡）	15人	
料理スタジオ（92.5㎡）	40人（半面利用時20人）	900円 / 1 時間 （半面利用時：500円 / 1 時間）
学習スタジオ	－	無料
レストラン	－	－
工作スタジオ（59.6㎡）	15人	700円 / 1 時間
第1音楽スタジオ（29.5㎡）	13人	400円 / 1 時間
第2音楽スタジオ（31.8㎡）	13人	
第3音楽スタジオ（13.0㎡）	6 人	200円 / 1 時間
第4音楽スタジオ（13.0㎡）	6 人	
多目的スタジオ（77.0㎡）	30人	700円 / 1 時間
温暖浴スペース	－	無料
トレーニングスタジオ	－	下表の通り
キッズスペース	－	無料
屋上キッズスタジオ	－	
屋上運動スタジオ（380.8㎡）	30人	1,700円 / 1 時間
屋上フリースペース（電気バーベキュー・野菜スタジオ）	－	－
駐車場	21台	最初の30分無料 以後30分ごとに150円

◎第1～5集会室は連結させて利用可能。

◎営利を目的とした利用の場合、使用料が2倍となる。

トレーニングスタジオ（トレーニングルーム・フィットネスルーム・シャワーステーション）使用料

利用者区分		2 時間以内	4 時間以内
区内在住者	一般	350円	700円
	中学生以下	無料	
	高齢者（65歳以上）		
	障害者		
区外在住利用者	一般	500円	1,000円
	中学生以下	350円	700円

◎トレーニングルームは高校生以上から利用可能。

◎使用料ごとに、10回分の価格で11回利用できる回数券を発行している。

利用時間

午前9時～午後9時
◎ただし、3階キッズスペース・屋上キッズスタジオは午後5時まで、3階トレーニングスタジオは午前7時～午後10時まで利用可能。

休館日

年末年始（12月29日～1月3日）、毎月第3水曜日および臨時休館日

利用方法

公共施設予約システムによりインターネットを利用して抽選・空室の申し込みが可能。

区民については、利用月の3カ月前の1日から15日までに窓口およびインターネットなどで申し込みを受け付け、16日に抽選により利用者を決定する。抽選後空室のある場合、区民、区内在勤・在学者については利用月の2か月前の1日から、その他の利用者については利用月の1カ月前の1日から窓口およびインターネットなどで申し込みを受け付けている。なお、本施設は、1時間単位での利用が可能である。

令和7年度利用状況

集会室など	28,183件
トレーニングスタジオ	76,425人

日本橋公会堂（日本橋劇場）

所在地 日本橋蛸殻町1-31-1 日本橋区民センター内
☎（3666）4255

区民の文化の向上と福祉の増進を図る目的で設置され、ホール（日本橋劇場）と集会室を備えている。集会室は平成11年6月1日から、ホールは同年7月1日から供用を開始した。なお、平成19年度から指定管理者制度を導入している。

施設の概要

- 1 ホール（日本橋劇場） 日本橋区民センター3～5階
- 定員 440人（1階席293人、2階席147人）
- 舞台規模 間口12m、奥行11m、高さ6.3m～8.4mの可変式
- 舞台機構 花道（可動式、スッポンセリ付き）、小ぜり（舞台中央）
- 楽屋 第1楽屋（洋室、5人程度）
第2楽屋（洋室、6人程度）
第3楽屋（和室、12人程度）
第4楽屋（和室、10人程度）
第5楽屋（和室、20人程度）
- リハーサル室 防音タイプ、25人まで

付帯設備 音響反射板（演奏会やコーラスのときに使用）
定式道具（娘道成寺や藤娘などの公演が可能）
所作台、ピアノ、映写設備

2 集会室 日本橋区民センター2階

- 第1洋室（24人）・第2洋室（24人）
2室で1室として利用可能
- 第3洋室（60人）・第4洋室（60人）
2室で1室として利用可能
- 第1和室（舞台付き、24人）・第2和室（24人）
2室で1室として利用可能

利用時間および使用料

1 ホール（日本橋劇場）

利用区分 施設名		午前	午後	夜間	全日
		午前9時～ 正午	午後1時～ 4時30分	午後5時30分～ 9時30分	午前9時～ 午後9時30分
ホール	平日	25,000円	47,000円	73,000円	130,000円
	土・日曜日、休日	34,000	65,000	90,000	170,000
	3,000円以上の入場料などを徴収して利用する場合は使用料を割り増しする。 ・徴収額3,000円以上→3割増し ・徴収額5,000円以上→5割増し				
第1楽屋		300	350	450	1,100
第2楽屋		450	550	700	1,700
第3楽屋		800	950	1,200	2,950
第4楽屋		700	850	1,050	2,600
第5楽屋		1,200	1,500	1,900	4,600
リハーサル室		2,000	3,000	4,500	9,500

2 集会室

施設名	広さ	定員	午前	午後	夜間	全日
			午前9時～ 正午	午後1時～ 5時	午後6時～ 9時30分	午前9時～ 午後9時30分
第1洋室	43㎡	24人	1,100円	1,500円	2,200円	4,300円
第2洋室	39㎡	24	1,100	1,500	2,200	4,300
第3洋室	87㎡	60	2,300	3,000	4,400	8,700
第4洋室	89㎡	60	2,300	3,000	4,400	8,700
第1和室 （舞台付き）	15畳	24	1,800	2,400	3,500	6,900
第2和室	18畳	24	1,400	1,900	2,800	5,500

◎利用者からの申し出があった場合は、午後10時まで延長可能。

利用申し込み方法

1 ホール（日本橋劇場）

区民は利用予定月の16カ月前の20日から、区民以外は利用予定月の12カ月前の1日から受け付ける。なお、同一日に申し込みが重複したときは抽選となる。

2 集会室

区民は利用予定月の2カ月前の1日から15日まで受け付け、16日に抽選により利用者を決定する。抽選後の空室については、利用予定月の1カ月前の1日から区民および区民以外も受け付ける。

集会室はインターネットでも申し込みができる。

3 使用料の納入

ホールの使用料は利用承認のときに5割以上の額を納入し、残額は利用日の15日前までに納入しなければならない。

集会室の使用料は当日利用前までに全額を納入しなければならない。

なお、既納の使用料は原則として返還しない。

休館日

年末年始（12月29日～1月3日）および臨時休館日

令和7年度利用状況

ホール 291件

集会室 175件

令和7年度ホール目的別利用状況

音楽会	古典芸能	演劇舞踊	映画会	大会・式典 講演会	講習会 説明会	その他	計
44件	113	54	2	39	14	25	291

◎ホールは大規模改修のため令和6年6月から令和7年10月まで休館していた。

コミュニティ振興

自治振興

行政懇談会

区政の円滑な推進を図るため、区内の町会・自治会長に対し区の事務事業を周知するとともに、行政全般にわたる各種要望を受ける場として、年1回地域別に開催している。

令和8年度開催状況

区 分		京 橋	日本橋	月 島
開催月日および会場		5月13日 銀座プロッサム	5月21日 鉄鋼会館	5月19日 ホテルマリナーズ コート東京
出席者	計	60人	59人	58人
	町会長・自治会長	37	34	35
	区	18	19	19
	区内官公署	5	6	4

コミュニティ連絡相談員

町会・自治会からの各種相談・要望事項を的確に把握し、良好なコミュニティの維持形成を図るため、「コミュニティ連絡相談員」を配置している。

地域コミュニティルームの整備

町会・自治会やその他地域団体の活動を活性化するため、一定地域内の各団体が自由に利用できる自主管理型施設として整備している。

既開設施設 11施設

- 1 京橋プラザコミュニティルーム
（平成11年7月開設）
銀座1-25-3
- 2 湊コミュニティルーム
（平成10年4月開設）
湊1-1-9
- 3 築地あかつきコミュニティルーム
（平成7年4月開設）
築地7-9-13
- 4 京華コミュニティルーム
（平成13年1月開設）
八丁堀3-17-9 京華スクエア内
- 5 新川コミュニティルーム
（平成7年7月開設）
新川2-27-4-102 リバーシティ21新川
- 6 十思コミュニティルーム
（平成13年1月開設）
日本橋小伝馬町5-1 十思スクエア内
- 7 箱崎町コミュニティルーム
（平成6年11月開設）
日本橋箱崎町22-8
- 8 浜町コミュニティルーム
（平成6年12月開設）
日本橋浜町1-2-3
- 9 中洲コミュニティルーム
（平成7年10月開設）
日本橋中洲12-10

- 10 月島清澄通りコミュニティルーム
(平成6年12月開設)
月島3-13-5
- 11 勝どきコミュニティルーム
(平成7年12月開設)
勝どき1-13-19

コミュニティ施設の整備費等助成

コミュニティの活性化を促進するため、町会・自治会館などの新築、増改築、土地・建物購入、修繕および賃借料に対し、費用の一部を助成している。

- 1 助成額 所要経費の2分の1(ただし、次の表の限度額の範囲内)

種 別	限度額
新築、増改築、土地・建物購入	1,500万円
修繕	300万円
賃借料	1年度につき 30万円
土地・建物登記に関わる手続などの費用	なし

- 2 令和7年度の助成金交付状況

28件 4,977,000円

コミュニティふれあい銭湯

世代間の交流や在住・在勤者のふれあいを通じてコミュニティ意識を育むため、区内の全公衆浴場において開設している。

開 設 日 毎月第2・4水曜日

入浴料金 1人200円(ただし敬老入浴証持参者および小学生以下は無料)

町会・自治会活動支援

町会・自治会活動のさらなる活性化を図るため、連合町会単位で開催される会合に区職員が参加し、町会・自治会が抱える課題や悩みを共有し、課題解決に向けた意見交換を行う。

また、地域におけるつながりづくりや地域活動の「担い手」を養成するための講座を実施するとともに、宝くじの社会貢献広報事業を活用して地域コミュニティ活動の充実を図っている。

町会等活性化支援情報誌の発行

町会・自治会活動の活性化および未加入者の加入促進を図るため、町会・自治会の活動状況などを紹介する情報誌「こんにちは町会です」を年2回発行している。

令和8年度発行予定部数 各15,000部(第41号・第42号)

町会・自治会ネットワークづくり

地域コミュニティのさらなる活性化に向けて、各町会・自治会の情報発信および連携を促進し、ネットワークづくりを支援するため、町会・自治会の活動状況などを発信する「中央区町会・自治会ネットX(旧Twitter)」を運用している。

社会貢献活動団体との協働の推進

子育てや介護、環境保全、安全・安心など多様な課題に対し、町会・自治会をはじめNPO、ボランティア団体、企業などと区が力を合わせて取り組んでいく協働を一層推進していくために、その基本的な考え方をまとめた「地域との協働指針(平成18年3月策定)」や「協働推進会議からの提言(平成21年10月報告)」に基づき施策を展開している。

中央区協働推進会議

本区における地域との協働および社会貢献活動のより一層の推進を図るため、学識経験者、地域活動団体代表者などで構成する「中央区協働推進会議」を設置している。推進会議では、協働に係る事業の推進や社会貢献活動の支援策など、協働の推進に向けた具体的な方策を検証・検討する他、協働事業提案の審査や評価を併せて実施している。

協働事業提案

町会・自治会、NPO、ボランティア団体、公益活動を実践する企業と区が力を合わせて公共的な課題解決に取り組むことにより、地域活動への主体的な区民参画を促し、よりきめ細かな行政サービスの提供を図ることを目的に、協働事業を公募している。

協働ステーション中央

協働の普及・促進を図るため、区や社会貢献活動団体間のネットワーク形成やコーディネートなどを支援する拠点として、協働ステーション中央を平成22年4月から開設している。

<施設の概要>

所 在 地 日本橋小伝馬町5-1 十思スクエア2階

施設規模 約200㎡(会議室、事務室、サロン)

運営方法 NPO法人への委託

- 主な機能
- ・社会貢献活動に関する相談、情報収集・提供、人材の育成
 - ・社会貢献活動に関わる多様なネットワークの構築
 - ・地域課題解決に向けた話し合いの場(プラットフォーム)の形成
 - ・協働事業のプログラム開発や事業提案・報告にあたっての支援

協働ステーション中央ホームページ

NPO、ボランティア団体、町会・自治会、公益活動を実践する企業などによるさまざまな社会貢献活動への理解や意識を高めるとともに、地域での活動を希望する区民とを結ぶネットワークづくりを目的に開設している。

社会貢献活動事業補助金

地域の課題解決力の向上と地域活動への主体的な区民参画を促し、社会貢献活動団体の裾野を広げる事業に対し、経費の一部を補助している。

1 対象団体

協働ステーション中央登録団体

2 補助対象

対象団体が実施する、公共的課題の解決に資する事業

3 補助額

補助率4分の3 限度額30万円（1会計年度当たり）

4 補助期間

最長2年

5 令和7年度補助金交付状況

1件 285,000円

地域事業

中央区大江戸まつり盆おどり大会

区民のふるさと意識の高揚と地域の活性化を図るため、江戸のまちにゆかりの深い盆踊りを中心とした中央区大江戸まつり盆おどり大会を、町会など区内各団体の参加と協力を得て実施している。

中央区制施行80周年記念 中央区・東根市友好都市提携35周年記念 第36回中央区大江戸まつり盆おどり大会実施状況

開催日時 令和8年8月21日（金）・22日（土）
午後4時～9時

会 場 浜町公園

来場者数 延べ32,000人

東京湾大華火祭

区制施行80周年記念事業として、本区の魅力を区内外に広く発信するとともに、さらなる活気や賑わいを創出することを目的に、平成27年度を最後に休止している東京湾大華火祭を実施する。

実施名称 中央区制80周年記念・港区政80周年記念東京湾大華火祭

開催日時 令和8年10月24日（土）
午後5時30分～7時00分

打上場所 東京港晴海埠頭沖海上

観覧会場 晴海埠頭およびその周辺

地域手づくりイベント推進助成

地域の活性化と発展を図るため、町会・自治会が行う「手づくりイベント」に対し、経費の一部を助成している。

1 対象

区内の町会・自治会・連合町会

2 助成額

所要経費の2分の1

（1）町会・自治会

次の限度額の範囲内

区分	世帯数	助成限度額
1	119世帯以下	180,000円
2	120世帯以上139世帯以下	220,000円
3	140世帯以上159世帯以下	250,000円
4	160世帯以上179世帯以下	290,000円
5	180世帯以上199世帯以下	320,000円
6	200世帯以上499世帯以下	360,000円
7	500世帯以上699世帯以下	400,000円
8	700世帯以上849世帯以下	430,000円
9	850世帯以上949世帯以下	470,000円
10	950世帯以上999世帯以下	500,000円
11	1,000世帯以上2,999世帯以下	540,000円
12	3,000世帯以上3,999世帯以下	780,000円
13	4,000世帯以上4,999世帯以下	900,000円
14	5,000世帯以上5,999世帯以下	1,020,000円
15	6,000世帯以上6,999世帯以下	1,140,000円

◎7,000世帯以上の町会などの助成限度額については、1,000世帯増すごとに1,140,000円に120,000円を加えた額とする。

（2）連合町会

一連合町会につき500,000円

（3）地域連携加算

区内の団体等と連携してイベントを実施する場合、一律100,000円を加算する。（イベント総経費の範囲内）

（4）子ども参加促進加算

イベントにおいて子どもの参加および体験を促進する取り組みを実施する場合、既存の助成額に10分の1を乗じて得た額を加算する。

3 令和7年度助成金交付状況

209件 39,937,000円

イベント内容 講演会、敬老会、レクリエーション大会、バスハイクなど

地域の盆おどりに対する助成

町会・自治会が地域で実施する盆踊り大会に対し、経費の一部を助成している。

1 対象

区内の町会・自治会

2 助成額

所要経費の2分の1（ただし、次の表の限度額の範囲内）

区分	世帯数	助成限度額
1	1,000世帯未満	240,000円
2	1,000世帯以上2,999世帯以下	360,000円
3	3,000世帯以上3,999世帯以下	480,000円
4	4,000世帯以上4,999世帯以下	540,000円
5	5,000世帯以上5,999世帯以下	600,000円
6	6,000世帯以上6,999世帯以下	660,000円

◎7,000世帯以上の町会などの助成限度額については、1,000世帯増すごとに、660,000円に60,000円を加えた額とする。

（1）子ども参加促進加算

盆踊り大会において子どもの参加および体験を促進する取り組みを実施する場合、既存の助成額に10分の1を乗じて得た額を加算する。

3 令和7年度助成金交付状況

85件 22,348,000円

中央区晴海まつり

区民などがつながり、交流を深め、さらなるコミュニティの醸成を図るため、連合町会・自治会、青少年対策地区委員会など地域の多くの方の協力を得て縁日コーナーやステージイベントといった、さまざまな世代が楽しめるイベントを実施している。

第2回中央区晴海まつり実施状況

開催時期 令和7年11月22日（土）

会場 晴海地域交流センター「はるみらい」、
晴海ふ頭公園

来場者数 延べ8,300人

中央区雪まつり

自然の雪と接する機会の少ない区民が参加できる冬のイベントとして、本区の友好都市である山形県東根市から雪の提供を受け、町会、青少年対策地区委員会、PTAなど地域の多くの方の協力を得て隔年で実施している。次回は令和9年2月を予定している。

令和6年度実施状況

実施日 令和7年2月8日（土）・9日（日）

会場 あかつき公園

来場者数 延べ21,000人

区民還暦祝い事業

還暦を迎える区民の人生の節目を祝福するとともに、これまで培った知識や経験・能力を地域社会で生かしたいという行動の契機とするため実施している。

令和7年度区民還暦祝い事業実施状況

還暦祝い状・祝い品の送付

対象 令和7年度中に60歳を迎える区民

時期 令和7年11月

都市間交流の推進

異なる歴史や風土を持つ都市の個性を尊重し、学び合いながら、それぞれの都市の発展につなげるため、友好都市である山形県東根市をはじめ、山梨県富士河口湖町、岡山県玉野市、栃木県栃木市、東京都檜原村などと交流を進めている。

東根市との交流事業の一つとして、中央区の児童が風土や文化を異にする東根市の児童との交流により互いの理解・友情を深め、豊かな心を育むための一助となるように、児童が隔年で双方の都市を訪問する「中央区・東根市児童交歓会」を実施している。

令和7年度の主な交流行事

年月日		項 目
令和7年	5月17日	玉野市「第28回たまの・港フェスティバル」に参加（18日まで）
	6月1日	東根市「第22回さくらんぼマラソン大会」を後援
	13日	地理的表示（GI）保護制度に「東根さくらんぼ」が登録されていることをアピールするために東根市が実施した「さくらんぼ品評会」に協賛
	14日	東根市が主催した晴海地域交流センター「はるみらい」および月島西仲共栄会商店街での「さくらんぼ種飛ばし大会」に協力（15日まで）
	18日	東根市果樹研究連合会から区内幼稚園児にさくらんぼをプレゼント
	8月2日	「中央区・東根市児童交歓会」に中央区と東根市の小学生（4・5年生）およびその保護者が参加（3日まで） 中央区38人（うち児童20人） 東根市28人（うち児童14人）
	3日	富士河口湖町「第52回本栖湖神湖祭花火大会」を後援
	10日	東根市「第55回ひがしね祭」に参加（11日まで）
	16日	檜原村「第37回弘沢の滝ふるさと夏まつり」に参加
	22日	「第35回中央区大江戸まつり盆おどり大会」において、東根市が友好都市コーナーに出店（23日まで）
	11月14日	東根市「令和7年度ふじりんごコンテスト」に協賛
	21日	東根市果樹研究連合会から区内幼稚園児にりんごをプレゼント